北海道における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針概要

資料１－３

第１章　北海道における地域日本語教育推進の基本的な方向

■1-1 方針策定の趣旨

道は、市町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を策定し、地域のニーズに応じた 日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとし、多文化共生社会の実現を図り、住みやすく活気のある地域づくりをめざします。

■1-2 めざす方向性

・日本語教育を受けることを希望するすべての外国人住民の方々に対する教育機会の確保
・道内の日本語教育の水準の向上
・外国人住民と地域住民とのコミュニケーションの向上

■1-3 基本方針の期間

・令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの５年間　※ 随時見直しを検討

■1-4 現状と課題

＜現状＞
・在留外国人数／過去最高　56,485人
・1,000人以上在留している国籍・地域
　10年間で4→13 (R5.12月現在)
＜課題＞
・道内の日本語教室設置数
　25市町村 42件（R6.3月末現在)
・ボランティアの高齢化 人材不足

■1-5 各主体の役割

・道：広域的な課題の対応／各主体への支援
・HIECC：日本語教育総括コーディネーターの配置
　各主体等との調整
・市町村：日本語教育機会の提供
・市町村国際交流協会：市町村との連携・協力
・外国人雇用事業者：日本語学習の奨励・配慮
・地域住民：相互理解の促進／多文化共生社会の
　実現に向けた取組への参画

■1-6　市町村・国際交流協会・JICA北海道・事業者・地域の日本語教育に携わる関係者との連携

・各主体及び他の行政機関等との連携強化や、必要な体制づくり

■1-7　多様なニーズに応じた学習機会の提供

・「日本語教育の参照枠」Ｂ１レベルの体系的な日本語教育に向けた体制づくり
・日本語でのコミュニケーションを楽しみながら学べる日本語教室などの学習機会の提供

第２章　北海道における地域日本語教育推進の具体的な取組

■2-1　日本語学習機会の提供

＜生活者としての外国人全体に対する取組＞
・日本語教室の開設に係る支援
・日本語教室の持続可能な運営に向けた支援
・ＩＣＴを活用した学習機会の促進
＜児童・生徒等に対する取組＞
・公立学校における受入れ・支援体制の構築

■2-2 地域における日本語教育に携わる人材の確保・育成

＜人材の確保・育成＞
・人材の発掘、育成、能力向上研修の実施
＜相談・支援体制の構築＞
・日本語教育総括コーディネーター等による助言や相談支援体制の構築

■2-3 地域住民の理解と関心の増進

・「やさしい日本語」の普及啓発
・日本語実践の場として外国人住民と地域住民が協働で取り組む機会の設定

■2-4 日本語教育に関する情報提供

・総合的なポータルサイトの開設
・災害対応に必要な日本語教材の作成
　それらを活用した防災訓練実施

第３章　北海道における地域日本語教育の推進体制

■3-1　地域日本語教育の推進体制

道は、学識経験者、国際交流団体、外国人を雇用する事業者、日本語教育に携わる関係主体等から構成される「北海道日本語教育推進会議」を北海道の日本語教育における総合的な調整の場に位置づけ、総括コーディネーターを配置し、日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。